

障害者雇用に関して、

- ✓ どのような配慮が必要かわからない・・・
- ✓ 安心して働ける体制を作りたい・・・
- ✓ 個々の能力を十分に活かすには・・・

こうした課題をお持ちの企業の皆様、
「職場内障害者サポーター事業」
に参加してみませんか？

サポーターを養成することのメリット

1 職場定着につながります！

障害者に対する日常的な支援をスムーズに行うことができるようになり、職場定着につながります！

2 良好な人間関係につながります！

職場内の支援体制を築き、障害者への理解が進むことにより、良好な人間関係につながります！

3 能力発揮につながります！

障害者にとって働きやすい職場環境を整えることにより、個々の能力発揮、モチベーションの向上につながります！

養成講座開催日程・お申し込み

<https://www.shougaisya-support.jp>

職場内障害者サポーター

検索

Web受講申し込みページ(「職場内障害者サポーター」より検索)からのエントリー、または申し込み用紙をダウンロードのうえ、本事務局までFAXにてお送りください。お申し込み後、事務局から受講申し込み受付のご連絡をします。

 @shougai_support

※TwitterのロゴはTwitter, Inc.またはその関連会社の登録商標です。



携帯電話からもお申し込みいただけます▼

職場内障害者サポーター事業運営事務局

E-mail: info@shougaisya-support.jp

TEL: 03-6734-1096 (受付時間 平日9:00~17:00)

FAX: 050-3730-9195



PASONA SQUARE 10F

東京都港区南青山3-1-30

・東京メトロ
銀座線・千代田線・半蔵門線
表参道駅(A4出口)徒歩約8分
・東京メトロ 銀座線
外苑前駅(1a出口)徒歩約8分

【奨励金及び事業全般に関するお問い合わせ】

公益財団法人 東京しごと財団
総合支援部 障害者就業支援課
雇用促進係
TEL: 03-5211-2303



 東京都

都内企業(事業所)向け

職場内障害者サポーター事業 参加企業募集

参加費
無料

奨励金
24万円
※要件あり



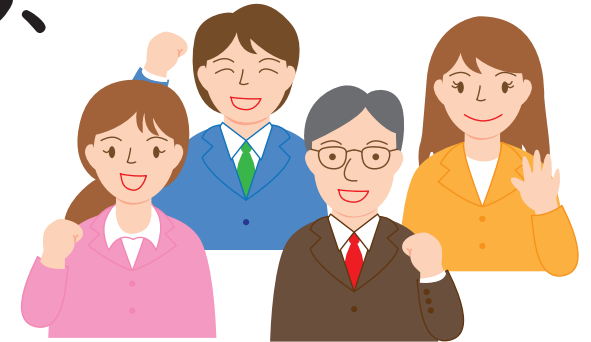
公益財団法人
東京しごと財団
Tokyo Foundation for Employment Services

本事業は、東京都と公益財団法人東京しごと財団が連携して実施しています。

(令和4年8月発行)

職場内障害者サポーター事業を活用し、 障害者の職場定着につなげましょう！

障害のある社員が長く職場に定着し、かつ貴重な人材として活躍するためには、職場における日常的な支援を企業が自ら行っていくことが必要です。障害者の職場定着を推進する企業等を募集し、障害のある社員をサポートする「職場内障害者サポーター」を養成することで、社員が働きやすい職場づくりを支援します。



イラスト：アート村アーティスト 川地 幸子(知的障害)
表紙の絵：「ハートの中のバラとパンジー」アート村アーティスト 醍醐 恵子(知的障害)

養成講座 受講申し込み

●受講要件

- ・勤務地が東京都内の方
- ・障害のある社員と原則として、同一の事業所に勤務(予定)している方
- ・障害のある社員に対する支援活動を十分に行うことができる方

●対象となる障害種別

身体 知的 精神
発達 難病 高次脳機能

※障害者手帳がない場合も、診断書等の提出など一定の条件を満たせば対象となる場合があります。

養成講座受講

●日程

- ・随時開催(年間28回程度)
日時及び開催場所はホームページにて随時公開しています。

●開催方法

- ・Web型・会場集合型(各6時間×2日間)
※原則同じプログラムで実施します。

●講座内容

障害者雇用の現状から考える社内支援体制

- ・障害者雇用の現状
- ・障害の特性について

障害特性を踏まえた支援

- ・障害特性に合わせた指導・管理
- ・就労現場見学(都内企業)

現場で生きる実践的支援の習得(グループワークや事例検討)

- ・社内理解の促進・業務の切り出し
- ・サポーター活動について

サポーター登録 支援計画作成

●登録要件

- ・養成講座を修了後、原則として6か月以内に支援計画を策定し、「職場内障害者サポーター」として登録します。
- ・支援計画の策定にあたっては、対象となる障害のある社員が確定していることが必要です。
- ・サポーター登録後は、支援計画に基づき、対象となる障害のある社員に対する支援を6か月間行います。



支援活動(6か月間)

支援計画に基づき、職場内にて支援活動を行います。

フォローアップ研修 (4時間)

- ・支援スキルのブラッシュアップ

定期訪問 (月1回、計6回程度)

- ・専門知識を有した支援員が職場を訪問し、サポーターをバックアップ



奨励金支給申請

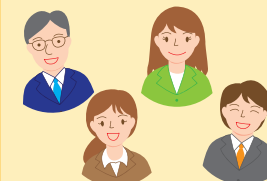
●奨励金支給要件

- ・サポーターとして登録後、6か月の支援活動期間を終え、対象となる障害のある社員が職場定着していること。
 - ・奨励金は、1事業所につき1年度あたり1回限りの支給となります。
- ※奨励金の支給に当たっては、他にも要件があります。

奨励金支給額

中小企業 :24万円

大企業
特例子会社 :12万円



アフター フォローアップ

●個別電話相談(随時)

- ・支援活動終了後も、障害者雇用に関する課題や支援策について支援員が相談をお受けします。

●アフターフォロー アップ研修(2時間)

- ・支援事例やツールの活用について、ディスカッションを行い理解を深めます。

※対象者：認定職場内障害者サポーター(サポーター支援活動終了者)は、何度でも参加できます。

